

令和2年2月27日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 篠原 裕希

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局老人保健課より、都道府県介護保険担当主管部あて通知があり、本会に対しても別添のとおり日本医師会常任理事を介して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記によりPDF形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 164)

令和2年2月19日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスについては、これまでも必要な対応をお願いしているところですが、今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとされる旨の事務連絡が、厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
(令2.2.18 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)





事務連絡
令和2年2月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

TEL 03-5253-1111（内線 3945）

FAX 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp